



# 事業用自動車等連絡書の有効期間の 取扱変更について

事業用自動車等連絡書については、東北運輸局管内においては福島運輸支局及び軽自動車検査協会福島事務所での手続き時といわき自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会いわき事務所及び他都道府県での手続き時において有効期間が異なっておりましたが、全国的に統一的な対応となるよう、今般、以下のとおり有効期間の取扱を変更することとなりました。

## ▶ 令和5年(2023年)6月20日から

### 現在

- ①福島運輸支局及び軽自動車検査協会福島事務所での手続き

有効期間：当日限り

- ②いわき自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会いわき事務所及び

他都道府県での手続き 有効期間：1ヶ月

### 令和5年6月20日から

**手続き場所にかかわらず 有効期間：1ヶ月**